

日 期 ( 期 間 )  
時 間  
所 会 場 ・ 場 所  
対 象  
人 定 員  
内 容  
講 師  
持 ち 物  
費 用  
申 込 方 法 ( 申 込 先 )  
縮 小 切 り  
問 合 せ 先  
電 子 メ ー ル ア ド レ ス  
HP ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス

# あらかわ 情報の森

費用の記載がない事業は無料です

- はがき・ファクス・電子メール等の記入事項**
- ①事業・イベント名
  - ②〒住所\*
  - ③氏名(ふりがな)
  - ④電話番号
  - ⑤以降にその他の必要事項(各記事に明示)
- 往復はがきは、返信面に住所・氏名を記入
  - 電子メールは、件名に事業・イベント名を入力
  - 指定がない限り、申し込みは1人(1グループ)1枚
  - 宛先は、各記事の申し込み先へ
- \*区内在勤・在学の方は、②で勤務先(住所)・学校名を記入してください

## お知らせ

### 東日暮里・西日暮里 ふれあい館が休館

☎11月26日(日) 内職員研修  
 所▶東日暮里ふれあい館 ☎(3807)6383  
 ▶西日暮里ふれあい館 ☎(3819)6945

### 介護保険の更新申請を

☎介護保険被保険者証の認定の有効期間が10月31日(火)で、サービスの継続を希望する方  
 申8月末に郵送した申請書を持参し、できるだけ9月中旬に区役所2階介護保険課または区内の地域包括支援センターへ  
 所介護保険課☎内線2433

### 荒川区在宅療養連携推進会議

☎9月25日(月) 時午後7時~8時30分 所区役所3階304・305会議室 内医療と介護の関係機関の連携強化  
 ※傍聴を希望する方は、開催時間までに直接会場へ(20人(当日の先着順))  
 所高齢者福祉課☎内線2668

### 荒川フリーマーケットで資源の回収とフードドライブ

☎10月1日(日) (雨天時は、10月8日(日)) 時午前10時~午後3時 所あらかわ遊園スポーツハウス前  
 ◆資源の回収  
 対小型家電(携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、電子辞書、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、ACアダプタ、ポータブルカーナビ)、蛍光灯(ケ

ース等に入れて割れないように持参)、廃食用油(ペットボトル等に入れて密封して持参)、水銀体温計・血圧計(ケース等に入れて割れないように持参) ※家庭で不用になったものに限る 所あらかわリサイクルセンター☎(3805)9172  
 ◆フードドライブ  
 家庭に眠っている食品を回収し、福祉関係団体等へ寄付する活動です。対象の食品をお持ちください。☎未開封で賞味期限が2か月以上残っている食品(レトルト食品、缶詰、調味料、乾麺、ペットボトル飲料、非常用食品等)、米(平成27年度以降に国内で収穫したもの) ※生鮮、冷蔵・冷凍食品を除く 所清掃リサイクル課☎内線470

### 事業系有料ごみ処理券が改定

廃棄物処理手数料の改定に伴い、10月1日(日)から事業系有料ごみ処理券が新しくなります。粗大ごみ処理券は変わりません。改定前のごみ処理券は、10月31日(火)まで利用できます。 ※11月1日(水)以降、新しいごみ処理券への交換窓口を開設します。詳細は、後日、区報・荒川区ホームページ等でお知らせします 所荒川清掃事務所☎内線471

### ディスカバーあらかわ「区内の風景・風物展」作品募集

平成30年2月に開催する「ディスカバーあらかわ」の展示作品を募集します。受賞作品は、区役所で約2週間展示されます。  
 テーマ荒川区の風景・風物等  
 大きさ等30号までの絵画・版画・彫刻・染織等1人1点まで(未発表の作品に限る)  
 ※応募は11月から(後日、区報等

でお知らせします) 所文化交流推進課☎内線2522

## 子育て・教育

### 乳幼児・子ども医療証を更新

若草色の乳幼児・子ども医療証(乳・子医療証)は、9月30日(日)で有効期間が終了し、10月1日(日)からオレンジ色の医療証に更新します。新しい医療証は9月30日(日)までに郵送します。届かない場合は、お問い合わせください。  
 所子育て支援課☎内線3817

### 就学奨励費の申請を受け付け

特別支援学級等に就学するための経費の一部を支給する、就学奨励費の申請を受け付けます。  
 ☎10月2日(月)~16日(月) 所区内在住で、公立小・中学校に就学し、区の認定基準(所得制限)と次のいずれかに該当する児童・生徒の保護者等(就学援助を受給している方を除く)  
 ▶特別支援学級(都立特別支援学校を除く)に在籍している  
 ▶通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する  
 ▶通級指導教室に通級している  
 ※都立特別支援学校に就学している方は各学校にお問い合わせください  
 所▶区立小・中学校へ就学している方…各小・中学校へ ▶区外の公立小・中学校へ就学している方…申請者名義の預・貯金通帳を持参し、区役所3階学務課へ  
 所学務課☎内線3338

### 影絵ワークショップ

☎10月14日(土) 時午前10時~正午 所ゆいの森あらかわ2階ワークショ

ップルーム 所区内在住の小学生(小学2年生以下は保護者同伴で) 所20人(申込順) 所影絵体験、影絵人形づくり  
 所ゆいの森あらかわ1階総合カウンター・下記ホームページで ☎(3891)4349  
 所https://www.yuinomori.city.arakawa.tokyo.jp/

## 仕事・人材募集

### ここにこそサポート協力会員を募集

日常生活にお困りの方に、家事や付き添い等の介護・見守りを行う協力会員を募集します。  
 ◆説明会  
 ☎10月17日(火) 時午後1時30分~3時 所尾久ふれあい館洋室3 報酬750~950円(1時間)  
 ※活動内容・時間帯により変動  
 所荒川区社会福祉協議会ここにこそサポート☎(3891)5180

### ファミリー・サポート・センター協力会員を募集

残業・通院・冠婚葬祭等で子どもを預けたい、保育園・学童クラブの送迎をしてほしい等、子育て世代のニーズに応える会員を募集します。  
 ◆養成講座  
 受講後、協力会員として登録し活動していただきます(謝礼あり)。  
 ☎10月10日・24日・31日(火)(全3回) 時午前9時~午後4時 所峡田ふれあい館、西日暮里保育園、荒川消防署 ¥1400円 縮10月6日(金)  
 所荒川区ファミリー・サポート・センター事務局(荒川区社会福祉協議会内) ☎(3891)7938

# 分譲マンションの耐震化を支援します

過去の大地震では、旧耐震基準(昭和56年6月の建築基準法改正前の耐震基準)で建てられた建築物に特に大きな被害がありました。大地震による被害を軽減するためには、耐震性の確保が重要です。区は、旧耐震基準で建築・増築された分譲マンションの耐震化を支援しています。

### 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

一級建築士またはマンション管理士の資格を持つ「分譲マンション耐震アドバイザー」を派遣し、耐震診断に先立ち、耐震化に向けた助言や区分所有者間の合意形成の支援等を行います。  
 ※派遣回数は3回まで  
**対象** 旧耐震基準で建築された区内の分譲マンションで、建築基準法等の法令に違反していないもの  
**費用** 無料

### 耐震診断支援事業

耐震診断費用の一部を補助します。  
**対象** 旧耐震基準で建築された区内の分譲マンションで、建築基準法等の法令に違反しておらず、耐震診断に必要な設計図書が備わっているもの ※区分所有者の2分の1以上の同意が必要  
**補助率** 診断費の3分の2 **限度額** 100万円

### 耐震補強設計支援事業

耐震補強設計費用の一部を補助します。  
**対象** 耐震診断支援事業で耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要になった分譲マンション ※区分所有者の2分の1以上の同意が必要  
**補助率** 設計費の3分の2 **限度額** 100万円

### 耐震補強工事支援事業

耐震補強工事費用の一部を補助します。  
**対象** 耐震補強設計支援事業で耐震補強設計を行った分譲マンション ※区分所有者の4分の3以上の同意が必要  
**補助率** 工事費の3分の2 **限度額** 1000万円

※各支援事業には要件等がありますので、事前に相談してください